設　　計　　書

工　　種	園芸委
委 託 番 号	第 １ 号

				設計担当者

年　度	令　和　６　年　度	作 成 年 月 日	令和　６ 年 １２ 月 ２６ 日
委　託　名	秋田市園芸振興センター自家用電気工作物保安管理業務委託	委託概要 ・別紙仕様書のとおり	
委 託 箇 所	秋田市仁井田字小中島　地内	令和７年度（保安管理） 令和８年度（保安管理） 令和９年度（保安管理）	
設 計 金 額			
財 源 区 分	国　補　・　県　補　・　市　単		
履 行 期 間	令和　７　年　４ 月　１ 日から 令和　１０　年　３ 月 ３１ 日まで		

箇　所　図 S＝1／25，000

秋田市仁井田字小中島地内

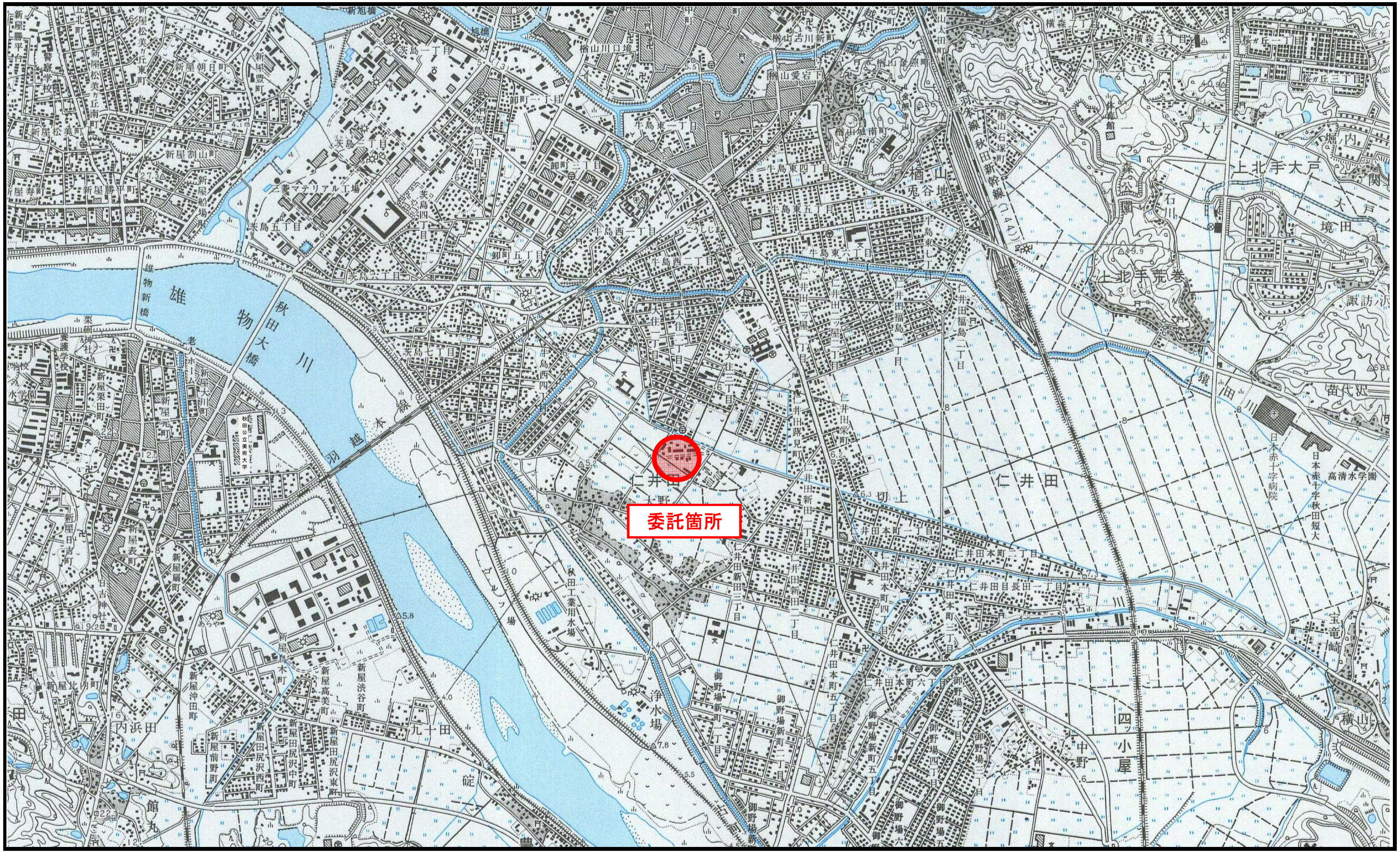

秋田市園芸振興センター自家用電気工作物保安管理業務委託　　秋田市産業振興部園芸振興センター

業 務 委 託 費 内 訳 表

費　　目	工　　種	種　　別	数　量	単 位	単 価（円）	金 額（円）	摘　　要
本委託費							
	直接設計費						
		秋田市園芸振興センター自家用電気工作物保安管理業務（令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで）	1	式			内訳表
	直接業務費						
	設計業務委託料						

内　訳　表

（令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで）　　第　１　号

項　　目	種　　別	数　量	単 位	単 価（円）	金 額（円）	摘　　要
電気工作物保安管理		36.0	月			単価表
消費税相当額						10%
計						

単　価　表

項　　目	規　　格	数　量	単 位	単 価（円）	金 額（円）	摘　　要
需要設備	350kVA（6,600V）	1.0	月			定期点検 諸経費含む

仕　　様　　書

１　名　　称　　秋田市園芸振興センター自家用電気工作物保安管理業務委託

２　履行場所　　秋田市仁井田字小中島地内

３　履行期間　　令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

４　目　　的　　本業務は、秋田市園芸振興センター内にある自家用電気工作物を保安規定に基づき点検し、施設の運用を安全かつ適切に行うことを目的とする。

５　設備容量　　３５０KVA

６　設備概要　　設備概要は、別紙「保安管理点検一覧表」による。

７　業務内容および実施時期

次の各号により、保安規定に定める当該施設の点検を実施すること。

(1) 月次点検　２か月１回
(2) 年次点検　１年１回
(3) 臨時点検　必要の都度
(4) 保安管理上必要な点検
(5) その他

上記に定めのない点検の実施および時期については、別途協議し定めるものとする。

８　助言等

次の各号による助言等を担当課に行うものとする。

(1) 当該施設の維持および運用が適正に行われるよう、また、経済産業省令で定める電気設備技術基準、その他の法令に適合しない事項があるときは、指導および助言を行う。
(2) 当該設備の事故発生の場合は、応急処置を実施するとともに、事故の原因を調査し再発防止措置について助言をするほか、必要に応じて精密検査を行う。

９　業務完了報告

(1) 毎月の業務終了後、報告書（保安管理状況等）を翌月の７日までに提出すること。
(2) 点検の結果、設備の欠陥および損傷を発見した場合は、報告書に記載し、対応について協議すること。
(3) 年度の業務終了後、業務完了報告書を提出すること。

10　そ　の　他

(1) 業務実施にあたり、利用者等の安全確保に努めること。

(2) 業務は、電気事業法、関係法令、条例および指導に基づいて実施すること。

(3) 巡回中、施設の破損や異常箇所等を発見した場合は、担当課に連絡するとともに、速やかに安全を確保し、適切な処置を講じること。

(4) その他の必要な事項は、担当課と協議すること。

園芸振興センター

保安管理点検一覧表

電気工作物		点検項目	定期点検 月次点検 1回/2ヶ月	定期点検 年次点検 1回/年	臨時点検 必要の都度
受電設備	責任分界となる区分開閉器、断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器 遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	母線 バスダクト等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	
		指示計測	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
		シーケンス試験		○	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		漏洩電流測定	○		
		接地抵抗測定		○	

電気工作物		点検項目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
			１回/２ヶ月	１回/年	必要の都度
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同左	同左	同左
	断路器、遮断器 開閉器、電力ヒューズ 計器用変成器、変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器、母線等 その他の高圧機器 配電盤等 建物、室、キュービクル等	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左